

情報システムセキュリティ対策に関する 審査基準の改訂方針及び事業者意見に関する対応方針（その 2）

令和 3 年 10 月 27 日
原子力規制庁

1. 経緯

令和 3 年 9 月 8 日の原子力規制委員会において、核物質防護措置に係る審査基準（情報システムセキュリティ部分）の改訂概要に関する事業者意見を踏まえた審査基準の改訂方針及び今後の予定について、改めて委員会に諮るよう指示があった。その後、令和 3 年 10 月 13 日の原子力規制委員会において、外部からのアクセス遮断（実用炉規則第 91 条第 2 項第 18 号）関係の当該審査基準の改訂方針及び事業者意見に関する対応方針並びに今後の予定について審議し、了承を受けた。

2. 審査基準の改訂方針及び事業者意見に関する対応方針

情報システムセキュリティ計画の作成（実用炉規則第 91 条第 2 項第 19 号）関係の当該審査基準の改訂方針及び事業者意見に関する対応方針については、別添のとおり。

なお、当該審査基準の改訂に係る経過措置並びに当該審査基準の改訂を踏まえた審査及び検査の方針については、別途、原子力規制委員会で審議いただくこととしたい。

（添付資料）

別添 情報システムセキュリティ対策に関する審査基準の改訂方針及び事業者意見に関する対応方針
[情報システムセキュリティ計画の作成関係]【非公開】